

随 意 契 約 理 由

契 約 担 当 課 名	危機管理課
発 注 担 当 課 名	危機管理課
契 約 名 称	非常用発電機保守点検業務
契 約 内 容	非常用発電機の保守点検、ガソリン・バッテリーの交換等
契 約 締 結 日	令和 6 年 7 月 16 日
及 び 契 約 期 間	令和 6 年 7 月 16 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
契 約 の 相 手 方 (所在地・名称)	豊中市利倉 3 丁目 1 番 20 号 株式会社 ウィルテックサービス
契 約 金 額	1, 2 6 6, 0 4 5 円
随 意 契 約 理 由	(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 第 2 号に該当) 平成 26 年度、本課が備蓄する発電機の統一的かつ適正な保守メンテナンスを行うため、(株)ウィルテックサービスへの保守メンテナンス業務の委託を開始した。 当該業者は、発電機及びガソリンに関する専門的な技術や知識、豊富な作業実績を持ち、また本市の購入機メーカー（ヤマハ発動機株式会社）の豊中市唯一のサービス指定店として豊中市を含む近隣市町村におけるヤマハ製発電機のメンテナンスを多数請け負っているため、本点検業務の質も確保できる。発電機は災害時に避難所を機能させるために問題なく確実に使用できなければならないため、平常時の点検業務には購入機メーカー製品の最新の情報や技術とノウハウを持つサービス指定店に依頼する必要がある。また、購入機メーカーのサービス指定店にされていない業者へ依頼した場合でも、独自ではメンテナンスをすることができず、いずれかのサービス指定店に再度依頼することになるため、委託金額が高騰する。 以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を行うものである。